

文例（相続人がいない場合）

第1条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、友人〇〇〇〇（生年月日 住所）に、お世話になった感謝の気持ちとして遺贈する。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種 類 定期預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、ホームヘルパーである〇〇〇〇（生年月日 住所）に、介護のお礼として遺贈する。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種 類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第3条 第1条および第2条を除く遺言者の有する一切の財産は、すべて換価処分し、葬儀費用、遺言執行者への報酬を除き、地域の活動に役立ててもらうため、〇〇県〇〇市に遺贈する。

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

｜相続人に注意

結婚をしていなかったり、子がいなかったり、一人っ子であったりすれば、相続人が全くいないというケースも考えられます。しかし相続人がいないと思っても、法律的に相続人がいることはよくあることです。戸籍謄本を取り寄せて、本当に相続人がいないかどうか確認する必要があります。戸籍謄本の見方は複雑な場合がありますので、弁護士などの法律専門家に相談して確認してみましょう。

｜相続人がいない場合の手続

相続人がいない場合は、相続開始後に、家庭裁判所により、財産の管理・清算を行う相続財産管理人が選任され、その後相続人の検索・相続財産の清算がおこなわれます。特別縁故者がいれば、その者自身の申請により、その者に財産がいくこともあります。最終的に相続人もなく、特別縁故者もない場合は、財産は国庫に帰属することになります。

｜遺贈・遺言執行者の指定

国庫に帰属してしまうのであれば、お世話になった友人に財産を残したり、学校や公共団体への寄付することも考えるのではないのでしょうか。遺言で遺贈することによってあなたの財産を、有意義に使ってもらうことができます。手続きを円滑に進めるために、必ず遺言執行者を指定しておきましょう。